

伺														下記により業務を委託してよろしいか																									
起 案 年 月 日				決 裁 者 担 当 課 長		副 市 長 課 長 補 佐		教 育 長 係 長		統 括 監 担 当 課		財 産 活 用 課 長		審 査 者 設 計 者																									
令和 7年 9月19日																																							
業 務 番 号																																							
号																																							
令和7年度												市有林(ちゅうぎんの森 1 工区) 植栽業務												切抜設計書												課 所 名			
																								林業・バイオマス産業課															
位 置				真庭市 黒田 地内								路 線 名				河 川																							
業務委託方法				直 営				入 札 条 件				前 払 部 分 払 委 託 日 数				0 %																							
				請 負 一般競争入札												0 回																							
																0 日																							
支 出 科 目				6 農林水産業費 2 林業費 2 林業振興費 12 委託料																																			
真 庭 市																																							

委 託 内 容	起 工 理 由
【 植 栽 】 ・植栽樹種：少花粉ヒノキ(コンテナ苗) ・植栽面積：0. 4 5 h a ・植栽本数：9 0 0 本 【 シカ等による苗木食害対策 】 ・獣害対策ネット柵(アニマルネット)：4 3 5 m	真庭市と株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループとの森林整備活動についての覚書に基づき、真庭市黒田地内の「ちゅうぎんの森」において植栽を実施する。 また、植栽した苗木がシカ等による食害を受けないようにするため、獣害対策(アニマルネット柵)を真庭市黒田地内の「ちゅうぎんの森」において実施する。

業 務 費 総 括 表

単位：円

区 分	起 工	変 更		
		更 正	増	減
委 託 業 務 費				
内 委 託 業 務 価 格				
消 費 税 相 当 額				
設 計 総 計 表				
区 分	金 額	内 訳		摘 要
		委 託 対 象 額	そ の 他	
本 委 託 業 務 価 格				
消 費 税 相 当 額				
工 事 雑 費				
計				

総 括 情 報 表

事務所名 設計書区分/番号 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 設計書名	真庭市 0 公有林整備事業 実施単価 020 真庭4（33 岡山県） 2025-09-01 治山 起工設計書 当初		
	当世代		前世代
前払率 工事種類 工種区分 施工地域・工事場所区分 イメージアップ経費補正 一般管理費補正(契約保証) 緊急工事区分による補正 豪雪補正	補正なし 治山林道工事 森林整備B 補正なし 計算しない 補正なし 補正なし		
予定工期	始期：契約締結日 終期：令和8年1月30日		

本 工 事 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
*** 本工事費 ***					
植栽	1	式			明細第1号
獣害対策	1	式			明細第2号
【 直接工事費計 】					
共通仮設費率額	1	式			
【 共通仮設費計 】					
【 純工事費 】					
現場管理費率額	1	式			
【 現場管理費計 】					

本 工 事 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【 工事原価 】					
一般管理費率額	1	式			
契約保証費	1	式			
【 一般管理費計 】					
【 工事価格 】					
【 消費税等相当額 】					
【 工事費計 】					

施 工 内 訳 書

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
植穴掘付、植付 コナナ苗 60cm未満 肥料木植栽行わない	900	本			代価第1号
仮植 スギ、ヒノキ、マツ等	900	本			代価第2号
地拵え(草刈機) 補正有り 草地 草丈0.5m以下	0.45	ha			代価第3号
【 合計 】	1	式			

施 工 内 訳 書

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
獣害防止ネット 柵高1.7m+裾部0.3m	435	m			代価第4号
【 合 計 】	1	式			

施 工 代 価 表

コナラ苗 60cm未満 肥料木植栽行わない

100 本 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
少花粉ひのき苗 長30cm～ 太3.5mm～	100	本			
					R6治山林道必携上巻P985
【 合 計 】	100	本			
【 単位当り 】	1	本			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員		人			
					R6治山林道必携上巻P989
【 合計 】	1,000	本			
【 単位当り 】	1	本			

地拵え(草刈機)

施 工 代 価 表

代価第3号

頁 7

補正有り 草地 草丈0.5m以下

1 ha 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
諸雑費	1	式			
					R6治山林道必携上巻P987
【 合計 】	1	ha			
【 単位当り 】	1	ha			

施 工 代 価 表

柵高1.7m+裾部0.3m

100 m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
防獣ネット ポリエチレン 目合16mm	100	m			H2,000mm 50m/巻 業者価格
防獣杭 25φ L2,100mm	100	本			標準1m間隔 400mm打込 業者価格
裾押え用Uピン L300mm	100	本			標準1m間隔 業者価格
普通作業員		人			設置手間
					R6治山林道必携上巻P999
					日本ワイドクロス株式会社製「アニマルネットHGR16」を想定しているが、他社製同等品も可とする。
【 合計 】	100	m			
【 単位当り 】	1	m			

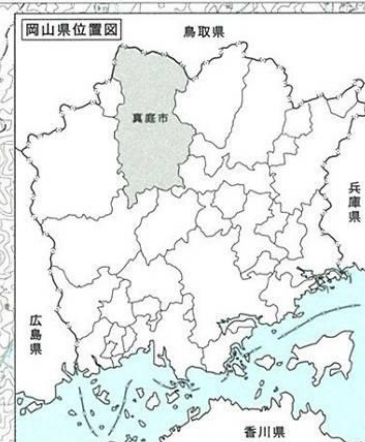
市有林(ちゅうぎんの森1工区)植栽業務 施工箇所一覧

地区名 林小班	作業面積 (ha)					備考
	区域面積	新植	切捨間伐	作業道除地	計	
真庭市黒田字仮倉奥1528 78, ハ, 6	0.45	0.45			0.45	少花粉ヒノキ(コンテナ苗)
小計	0.45	0.45			0.45	

No.1 植栽数量集計表								
施工箇所	樹 種	面積(ha)	(ha当り本数)	苗木規格				備 考
			植栽本数	苗 齢	呼 称	長 さ	太 さ	
真庭市黒田字仮倉奥1528 78, ハ, 6	ヒノキ	0.45	(2,000)					
			900	1～2	少花粉	30cm～	4.0	少花粉ヒノキ(コンテナ苗)
小計		0.45	900					

位置図

岡山県
真庭市全図



真庭市黒田地区（ちゅうぎんの森1工区）
真庭市黒田 1528
植栽面積 A=0.45ha



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平16 中複 第193号)」

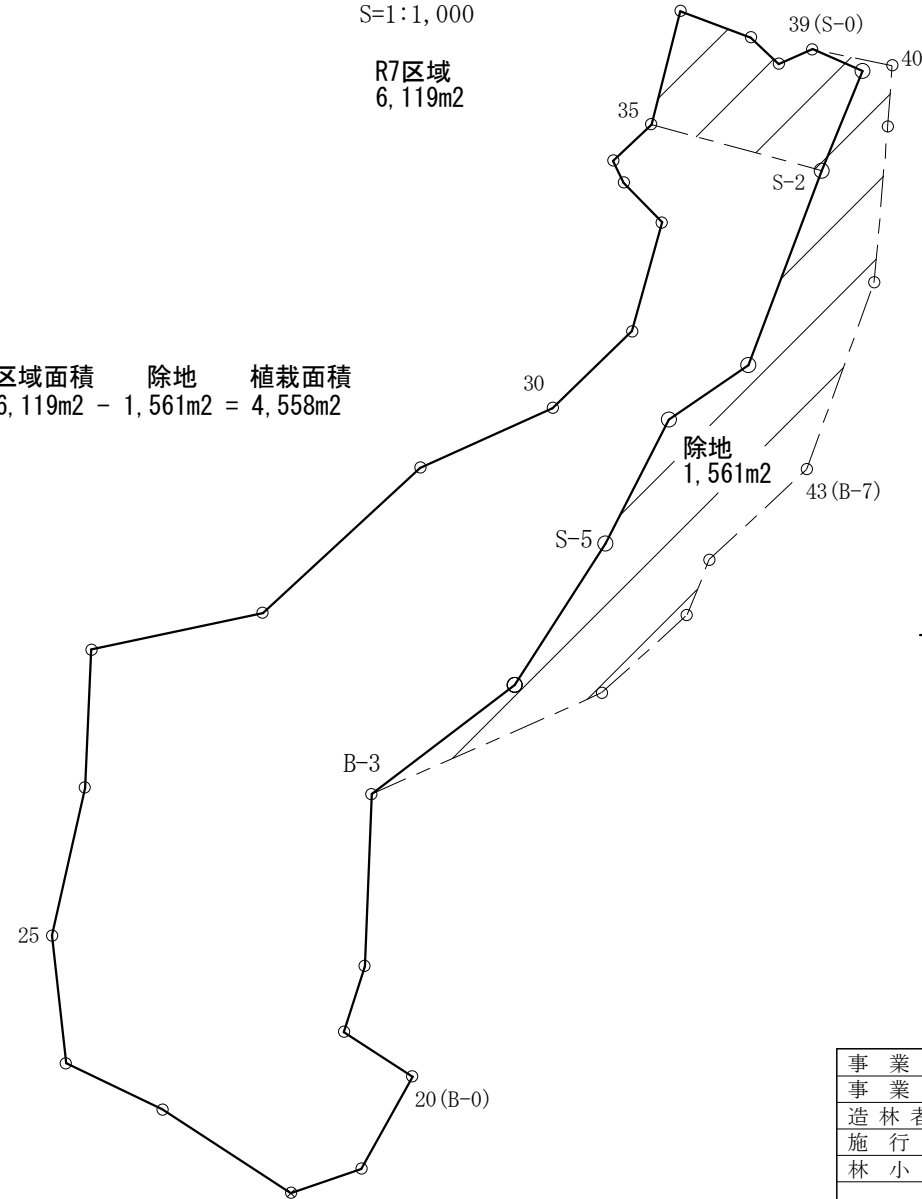
黒田工区

区域実測図

S=1:1,000

R7区域
6,119m²

区域面積 除地 植栽面積
6,119m² - 1,561m² = 4,558m²



—— 獣害防止ネット
ネット延長 435m

事業名		磁北経度	
事業名			
造林者名	真庭市		
施行地	黒田字仮倉奥1528		
林小班	0078林班、06、ハほか	面積	0.61 (ha)
		測量面積	6,119 (m ²)
閉合比	1/303	縮尺	1000分の1
林齢		樹種	
備考			

箇 所 名: 真庭市黒田工区(植栽)

測点名	方位角 (°)	仰角 (°)	斜距離 (m)	水平距離 (m)	座標 X Y		倍面積		
20 → 21	209.0	0.0	13.90	13.90	-12.14	-6.74	15.32	-103.257	
21 → 22	251.0	0.0	9.80	9.80	-15.32	-16.01	-7.79	124.718	
22 → 23	303.0	0.0	20.10	20.10	-4.35	-32.87	-17.02	559.447	
23 → 24	295.5	0.0	14.00	14.00	1.70	-45.51	-22.86	1,040.359	
24 → 25	353.5	0.0	16.90	16.90	18.51	-47.42	-36.16	1,714.707	
25 → 26	12.5	0.0	19.80	19.80	37.86	-43.13	-37.45	1,615.219	
26 → 27	2.5	0.0	18.10	18.10	55.96	-42.34	-22.93	970.856	
27 → 28	78.0	0.0	23.10	23.10	60.79	-19.74	-24.52	484.025	
28 → 29	46.0	0.0	28.30	28.30	80.48	0.62	-27.48	-17.038	
29 → 30	66.0	0.0	19.10	19.10	88.27	18.07	-17.95	-324.357	
30 → 31	46.0	0.0	14.60	14.60	98.43	28.57	-24.54	-701.108	
31 → 32	15.5	0.0	14.90	14.90	112.81	32.55	-19.14	-623.007	
32 → 33	316.0	0.0	6.60	6.60	117.57	27.97	-7.65	-213.971	
33 → 34	334.5	0.0	3.20	3.20	120.46	26.59	-7.65	-203.414	
34 → 35	46.5	0.0	6.90	6.90	125.22	31.60	-19.79	-625.364	
35 → 36	14.5	0.0	15.50	15.50	140.25	35.48	-11.49	-407.665	
36 → 37	111.0	0.0	9.90	9.90	136.71	44.72	7.01	313.487	
37 → 38	133.0	0.0	5.10	5.10	133.24	48.45	1.55	75.098	
38 → 39(S-0)	66.5	0.0	4.80	4.80	135.16	52.85	0.20	10.570	
39(S-0) → 40	101.5	0.0	10.70	10.70	133.04	63.34	10.19	645.435	
40 → 41	184.0	0.0	8.10	8.10	124.97	62.77	28.67	1,799.616	
41 → 42	185.0	0.0	20.70	20.70	104.37	60.97	45.19	2,755.234	
42 → 43(B-7)	200.0	0.0	26.20	26.20	79.78	52.01	36.50	1,898.365	
43(B-7) → B-6	227.0	0.0	17.50	17.50	67.87	39.21	19.13	750.087	
B-6 → B-5	202.0	0.0	7.80	7.80	60.65	36.29	17.47	633.986	
B-5 → B-4	227.5	0.0	15.20	15.20	50.40	25.08	23.49	589.129	
B-4 → B-3	246.5	0.0	33.30	33.30	37.16	-5.46	36.00	-196.560	
B-3 → B-2	182.0	0.0	22.80	22.80	14.40	-6.26	31.33	-196.126	
B-2 → B-1	197.5	0.0	9.00	9.00	5.83	-8.97	14.40	-129.168	
B-1 → 20	123.0	0.0	10.70	10.70	0.00	0.00	17.97	0.000	
集計				水平距離計	閉合差	閉合比	倍面積計		
				446.60	0.52	0.0012	=1/858		
							面積(m²)=		
							12,239.305		
							6,119.653		

測線名称	除地区割
------	------

起終点の座標(基本区域測点)

起点測点名 39(S-0)

X座標 = 135.16

Y座標= 52.85

終点測点名 B-3

X座標= 37.16

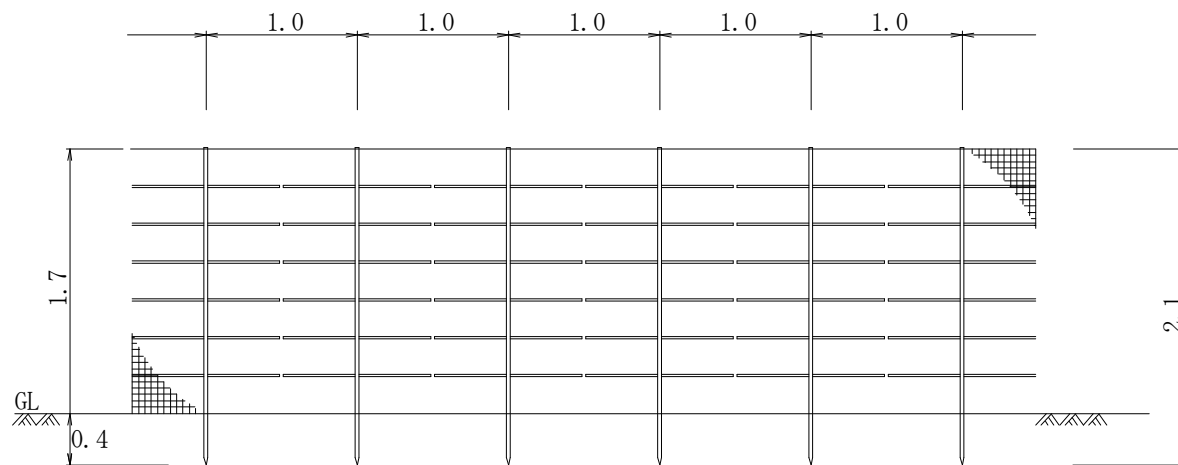
Y座標 = -5.46

水平距離計	高低差計	閉合緯距差	閉合經距差	閉合差	閉合比(參考)
125.80	0.00	-0.03	-0.19	0.192	0.0015 = 1 / 654

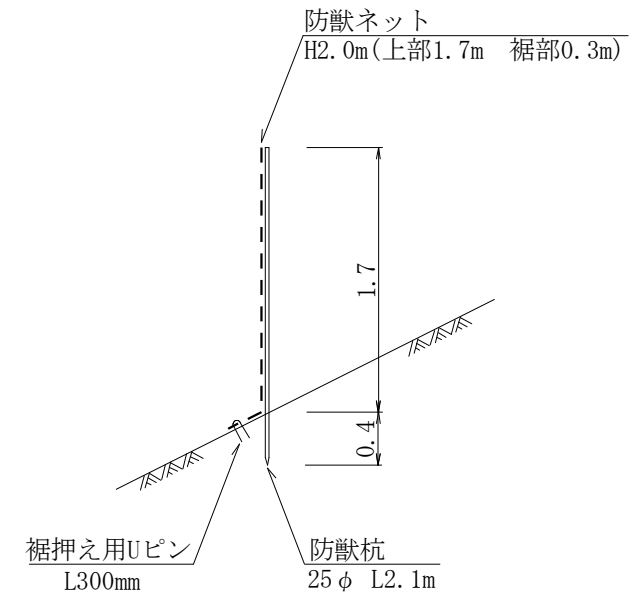
[illegible]

獣害防止ネット標準図

正面図



断面図



施工上の留意事項

- ①防獣ネットの幅は2.0mであるが、上部1.7m程度、裾部0.3m程度として設置する。
- ②防獣杭の長さは2.1mであるが、打ち込み深さを0.4m程度とし、地上高1.7mとして設置する。
- ③防獣杭の間隔は1mを標準としているが、防獣ネットには0.5m間隔で防獣杭の挿入孔があるため、現地に合わせ適宜調整する。
- ④裾押え用Uピンの打設間隔は1mを標準としているが、現地の地形に合わせ適宜調整する。

【材料表】100m当たり

品名	規格・寸法・仕様	数量
防獣ネット	H2.0m×50m巻	2巻
防獣杭	25φ L2.1m	100本
裾押え用Uピン	L300mm	100本

防獣ネット

NEW アニマルネット

パッカー不要の支柱挿入方式

簡単施工の画期的な交差挿入が理想の張り均一強度を実現!

裾からの侵入防止のため地面に
ネットを垂らすとより効果的です。

オプション 支柱・押え金具

- 防獣杭 20φ×全長(1200mm・1500mm)、25φ×全長(1200mm・1500mm・1800mm・2100mm)

- 裾押え用Uピン

全長(150mm・200mm・300mm) 材質: スチール

材質: 樹脂被覆鋼管



張りロープフック付

規格

1m(幅)×50m(長)

1.5m(幅)×50m(長)

2m(幅)×50m(長)

目 合 16mm×16mm

カラー グリーン

材 質 ポリエチレン 強力補強糸
張りロープ入り

品 番 HGR16

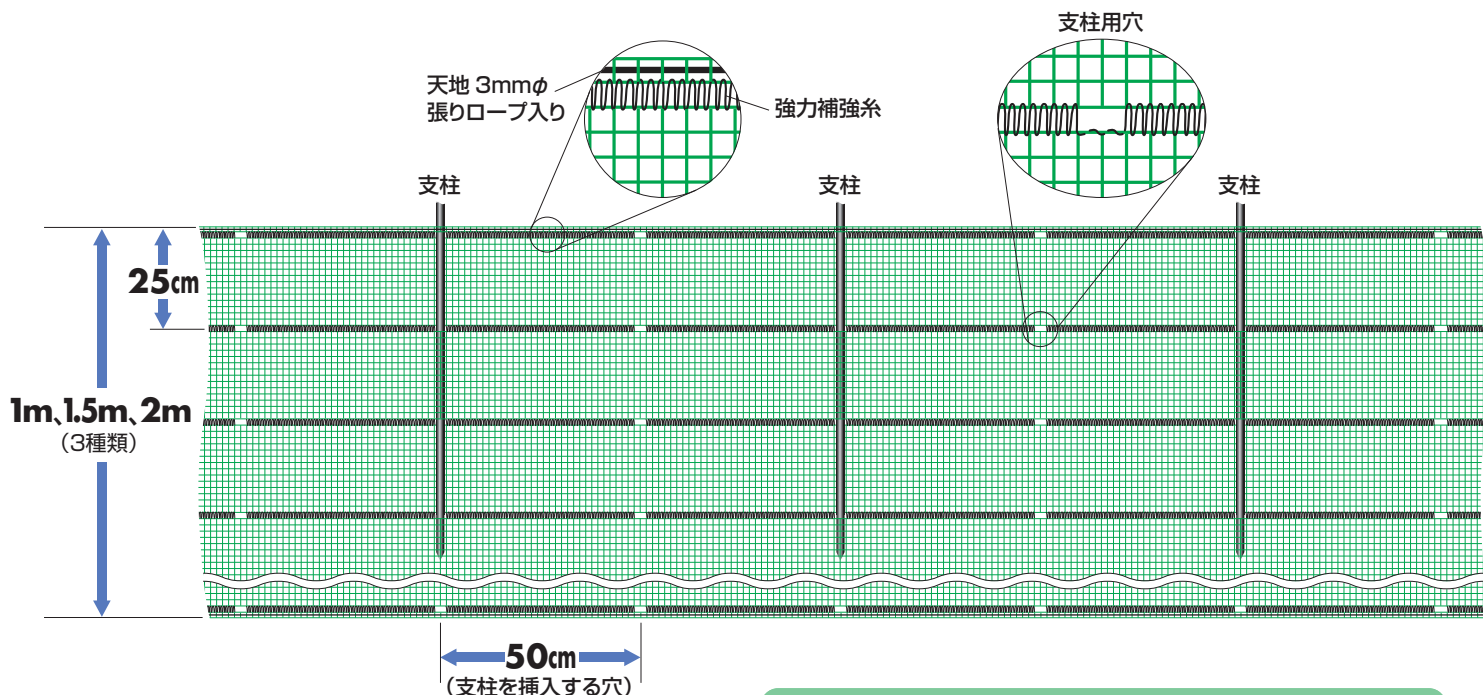
意匠・実用新案登録済
特許出願中

日本ワイドクロス株式会社

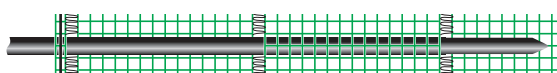
URL: <http://www.sunsunnet.co.jp>
E-mail: wide@sunsunnet.co.jp

本 社・工 場 〒582-0001 大阪府柏原市本郷3丁目784番地 TEL:072-971-5144 (代) FAX:072-971-5561
 東日本事業所 〒370-1406 群馬県藤岡市浄法寺 866-12 TEL:0274-50-3303 (代) FAX:0274-50-3250
 札幌営業所 〒003-0023 札幌市白石区南郷通16丁目北6-8 ルファール南郷16202 TEL:011-860-5161 (代) FAX:011-846-2325
 九州営業所 〒834-0115 福岡県八女郡広川町新代 1364 TEL:0943-32-3008 (代) FAX:0943-32-4121
 九州工場 〒834-0111 福岡県八女郡広川町日吉548番17 TEL:0943-32-6421 (代) FAX:0943-32-3004

NEWアニマルネットの特長



支柱を交差に挿入



支柱を挿入する穴を施した パッカー不要の簡単施工タイプ

高さ方向に支柱挿入穴(25cmピッチ)を施し
交差に挿入することで均一な張り強度を実現

最大30mmφの各種支柱に 対応できる支柱挿入穴幅

長さ方向50cm間隔に30mmφの支柱挿入穴
現場の状況に応じた間隔で支柱を挿入

支柱挿入穴部には破れ防止の 強力補強糸を施し強度をアップ

支柱挿入穴部には強力補強糸を
施しているので強風による破れも安心

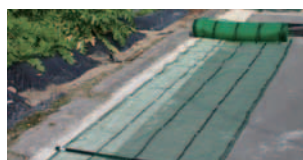
強力補強糸(黒色)使用でネットの 張り作業を省力化

強力補強糸を編み込んでいるので
腰が強くなり張り作業の効率がアップ

3mmφの張りロープが 天地2箇所入りで簡単施工

ネットの張り歪みを防止する
張りロープ入りでスムーズな張り作業を実現

施工手順



- 1 張り作業の条件に応じて
ネットのロールを広げて
下さい。



- 2 支柱を支柱挿入穴に交差
に通して下さい。(地面部
の穴には挿入しないで下
さい。)



- 3 キャップフック(オプション
杭)に原反上部の張りロー
プを掛けて下さい。



- 4 ネットを起こしてキャップを
木槌や金槌などで打ち込
んで下さい。



- 5 現場の状況に応じた間隔
でネットを引っ張りながら
支柱杭を地面に打ち込ん
で下さい。



- 6 動物の侵入を防止するた
めネットの裾を約25cm
垂らすことを推奨してい
ます。



- 7 ネットを垂らした部分の
地面に動物侵入防止効果
を高めるためUピン等で
固定して下さい。

※支柱のキャップ頭部をあまり強く叩きすぎると破損原因となりますので注意して下さい。
※野生動物侵入緩和ネットのため100%獣害を防ぐことはできませんのでご了承ください。

市有林森林施業 共通仕様書

第 1 一般的事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、監督員（市担当職員）の指示を受けること。
- 3 事業の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
- 4 事業地内の火災防止に万全を期すこと。
- 5 真庭市は、森林法第 11 条に基づき森林経営計画を作成するとともに、計画区域における森林の認証取得を行っているところである。認証は、岡山県森林認証・認証材普及促進協議会の一員としてグループ認証として取得しているところであり、同協議会が定める「岡山県森林認証・認証材普及促進協議会 S G E C - F M 認証森林認証管理計画書」（以下管理計画書という。下記 URL 参照）を本仕様書と同時に遵守すること。

「http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/476153_3402478_misc.pdf」

第 2 報告及び備付け書類

- 1 着手時には、次の書類を提出すること。

- (1) 着手届 1 部
- (2) 労務予定者名簿 1 部 （任意様式）
- (3) 施工担当者連絡先 1 部 （任意様式）

- 2 請負者が備え付けなければならない帳簿

- (1) 人夫出役簿
- (2) 賃金台帳
- (3) 労務者名簿

3 完成時には、次の書類を提出すること。

- (1) 完成届 1 部
- (2) 完成写真 1 部 （工事写真と完成写真は別様とする。）
- (3) 工事写真 1 部

※ 施工前、作業状況、施工後について、定点から撮影を行うこと。

※ 収入間伐においては、①間伐状況、②作業道開設状況（始点、終点）、③伐採木の搬出状況、④集積場所におけるはい積状況 について撮影すること。

- (4) 出来高成果図

※ 雪起こし、切捨間伐、枝打ち、植栽、収入間伐 については、施工地ごとに標準地を設定すること。

※ 収入間伐については、開設した搬出作業路の測量を行い ①測量図（縮尺：1/2000 及び

1/5000)、②測量データ、③測量野帳の写し、④平面測量（中心線測量）等計算表（様式4）を提出すること。尚、測量方法は、ポケットコンパス等による測量とする。

(5) 社会保険料等の加入実態状況表及び内容確認のための書類の写し

※ 社会保険料等とは、①労災保険、②雇用保険、③健康保険、④厚生年金保険、⑤退職金共済のことをいう。

※ 社会保険料等の加入実態状況については、施工地ごとに集計を行うこと。

(6) 岡山県森林認証・認証材普及促進協議会 森林作業共通仕様書に定める「森林作業チェックリスト」、「安全衛生自己採点表」等関連書類。

第3 作業種別事項

1 下刈

- (1) 刈払ったものは植栽木の根元周辺に敷き、原則として林外に持ち出してはならない。
- (2) 作業は契約日～8月末の適期に行うこと。ただし、2回刈の場合は6月と8月の適期に各1回行うものとする。
- (3) 刈足高は概ね15cm以下とするが、現地の状況によりこれによりがたい場合は監督員の指示を受けること。
- (4) 刈り払いに際し、植栽木に損傷を与えないように細心の注意を払うこと。

2 雪起こし

- (1) 実施時期は樹木の生長開始までに行うこと。
- (2) 施工地ごとに標準地を1箇所(10m×10m)以上設定すること。

3 切捨間伐

- (1) 伐採木は立地条件、植栽木及び有用樹の良好な生長を考慮して選木する。
- (2) 採木対象順序は次のとおりとし、予定の間伐率に適するまで選木する。
 - ① 枯死木・被圧木・損傷木・二股・曲がり木等の不良木
 - ② あばれ木・樹冠が片寄っている木
 - ③ 欠点のない木
- (3) 林縁木については、被害木以外伐採してはならない。
- (4) 選木の結果保存木の片寄り、予定間伐率との相違が生じると見込まれる場合は監督員と協議し了解を得た後でなければ伐採してはならない。
- (5) 伐倒にあたっては、切り株の高さは原則として地際近くとし、保存木を損傷しないように行うこと。
- (6) 伐倒残存木は、長さが3～4m程度に玉切り、枝払いは先端部の一玉程度を除き造林木の育成及び他の作業の支障のない程度に払うものとする。
- (7) 玉切った伐倒木は地山に接しさせるとともに、移動しないよう等高線上に整理すること。
- (8) 伐倒木及び枝条の林外への移動は、監督員が指示する場合を除き行わないこと。
- (9) 標準地を1箇所(20m×10m)以上設定すること。但し施業地内で作業条件が異なる場合はその区域ごとに1箇所以上設定すること。

4 枝打ち

- (1) 林縁木は、原則として枯枝だけ除去する。
- (2) 枝隆のあるものは枝隆の先端部をまっすぐに切り落とし、枝隆の無いものはできるだけ幹に接しかつ樹幹と並行に切ること。
- (3) 枝打ち高は設計図書に示す高さ以上とし、枯枝及び樹冠形成に直接関係のない枝までとする。
- (4) 下側の幹の皮を剥かないように、かつ切口の表面が平滑になるようにすること。
- (5) 標準地を 1 箇所(10m×10m)以上設定する。但し施業地内で作業条件が異なる場合はその区域ごとに 1 箇所以上設定すること。

5 つる切り

- (1) つる類は根部から抜き取るか、切断して除去すること。
- (2) 造林木に巻き付いたもの、樹幹に食い込んだもの、樹冠にからみついたものは地際から切り離しを行うこと。
- (3) 薬剤処理の場合、クズが地表を覆い、一部造林木に巻き上がる程度になるのを待って散布すること。
- (4) 朝露のある間に散布し、散布後に降雨や強風が予想される場合は散布しないこと。

6 被害木等の整理（災害復旧事業）

- (1) 被害木の伐採は、植栽木の育成に必要な林内照度を十分に確保すること。
- (2) 被害木の本数伐採率は 90%以上とすること。
- (3) 伐採した被害木は、跡地造林の支障とならないよう適宜、林内整理又は林外搬出すること。また伐根や生立木、杭等により伐採木、枝条を山腹に安定させるなど、二次災害防止に留意した施業を行うこと。

7 植栽

(1) 地拵え

- ① 刈払した雑草木類は、原則として林内から持ち出さず、4～8m間隔で等高線上に棚積みして十分圧密し、植栽木の生育及び下刈りの支障とならないようにすること。
- ② 雑草木類の刈り払い、草木の植栽及びその後の保育作業等の支障とならないように行うこと。刈足高は概ね 15cm 以下とするが、地形等によりこれにより難いときは監督員の指示による。
- ③ 残存木は一律に全伐とせず、形質優良で生育の見込みのある有用樹、花木等の修景木は監督員と協議の上、植栽木の生長に支障のない範囲内で残置すること。

(2) 苗木

- ① 苗木はあらかじめ苗圃と運搬方法・期日・着荷場所等の連絡を密にし、損傷しないように丁寧に扱うとともに、根の乾燥・枝条の蒸れがないようにすること。
- ② 苗木は所定の規格を持ち、発育が完全で組織が充実し、根系の発育が良いものであり、病虫害や外傷のないものとする。
- ③ 育苗室等特異な環境条件の基で育成された苗木は使ってはならない。但し、出荷前に

「硬化・ならし」等を十分に行い外気に適応させたものはこの限りではない。

(3) 仮植

- ① 苗木を受領したときは梱包を解き、直ちに仮植しなければならない。このとき束仮植をしてはならない。
- ② 仮植地は植栽地に近く日陰適湿の土地で雨水の停滞しない箇所とすること。
- ③ 乾燥を防ぐため、日中はこも又はむしろで覆いをするとともに、諸害の防止措置を十分に行うこと。

(4) 植栽

- ① 植栽にあたり、樹根又は樹幹の剪定を必要とする場合は監督員の指示により行うこと。
- ② 植穴の規格は、径及び深さをそれぞれ 30cm 程度とする。但し、肥料木については特に定めず一般造林用植栽法により枯損しない程度とする。
- ③ 植穴は定められた規格に掘り底部は耕耘し、植穴内の石礫、落葉等雑物を除去すること。
- ④ 植え付けは苗木を植穴中央に鉛直に立て、ひげ根を広げて細土を入れて苗木を引き上げながら周囲から十分に踏み締め、植え付け後にさらに土で軽く覆うものとする。尚、深植や浅植にならないようにすること。
- ⑤ 苗木を携行するときは、根を露出させないように苗木袋を使用する等適切な処置を講じること。
- ⑥ 日光の直射が強い日及び強風の際の植え付けはなるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意すること。
- ⑦ 樹種ごとに標準地を 1 箇所(10m×10m)以上設定すること。但し施業地内で作業条件が異なる場合や、樹種ごとの面積その区域ごとに 1 箇所以上設定すること。

(5) 施肥

- ① 肥料は設計書に定める肥料成分以外のものを使用してはならない。また、入手困難な場合は監督員と協議すること。
- ② 施肥は、固形肥料の場合、根張り（又は枝張り）の外側の山側に半円状に直接苗木に触れないように施し、更にその肥料が 3cm～10cm の深さになるよう土で覆うこと。
- ③ 粒状肥料は、1 本あたりの施肥量を容器等で計測し、この容器で定量を施肥すること。施肥方法は、固形肥料と同様とする。

(6) 枯損木修補

- ① 植栽木の枯損調査を実施する場合においては、この調査に現場代理人は立会すること。
- ② 枯損調査の結果、枯損率が 15%を超える場合には修補の対象とする。但し、枯損率が全体で 10%未満であっても局部的（区域面積が 0.10ha 以上）に 15%を超える場合には修補の対象とする。
- ③ 修補が完了したときは、写真・伝票等を整備して監督員の確認を受けること。

(7) その他

- ① 樹種ごと及び施工地ごとに、標準地(10m×10m)を設定すること。

尚、設定数については、監督員の指示によるものとする。

8 収入間伐

(1) 造 材

- ① 原則として、末口径 14 cm未満となる材や、市場価格から想定して素材生産費用が材価を上回ると見込まれるものについては、造材しないこと。ただし、上記の材でも設計書に造材するよう計上されている場合は、監督員の指示により造材すること。
- ② 造材は原則として、3m 及び 4m の直材とするが、市場価格を考慮して造材すること。また、余尺は 10 cm程度とし元口のバチは取り除くこと。
- ③ 搬出しない伐倒木、造林地の管理、造林木の生育及び作業の支障とならない程度に枝払い、玉切りし整理すること。
- ④ 収入間伐事業区域の周辺で保育間伐（伐木）が行われている場合であって、販売して収益が見込まれる間伐材がある場合は、監督員の指示により搬出すること。

(2) 搬出・集積

- ① 搬出、集積する方法、場所及び使用する機械等を監督員へ報告すること。
- ② 搬出道、集積場所の用地については、請負者において確保すること。
- ③ 著しい切り口の汚れ及び傷等は、山土場集積時に改材すること。
- ④ 搬出時に形質不良と判断される曲材、損傷材は、監督員の指示がない限り搬出しないこと。山土場に集積した時点で監督員に数量（本数）を報告すること。

(3) 運搬

- ① 原則として、市場は最寄りの木材市場とするが、市場価格に格差がある場合は、監督員と協議すること。
- ② 作業路等の使用について承諾等を要するものは、請負者において対処し、運搬時に作業路等を損傷しないようにすること。また、運搬終了時には、使用した作業路等を原形に復すること。

(4) 販売

- ① 出荷者名は「(請負社名)・真庭市・(字名)」とすること。
- ② 材積及び販売金額が確定したら、その都度監督員に報告すること。

(5) その他

- ① 第三者に対し損害を与えた場合は、請負者の責任において処理すること。
- ② 未利用材の有効利用のため、末口径 14 cm未満の材や曲り材等不良木を搬出、運搬する場合がある。その場合監督員の指示に従うこと。
- ③ 搬出材積が、設計数量と相違した場合は、変更契約の対象とする。
- ④ 樹種ごと及び施工地ごとに、標準地(20m×10m)を設定すること。
尚、設定数については、監督員の指示によるものとする。
- ⑤ 作業道延長の管理について、延長は 200m/ha で計算している。やむを得ず延長の増加をする場合は、増加の理由を明確にしたうえで、監督員と協議すること。

第4 その他

- 1 設計図書により上記の各方法とは異なる作業を指示している場合は監督員に説明を求め具体的方法を協議すること。
- 2 標準地の設定にあたり立木状況、地形等から上記の大きさ、箇所数の設定が困難な場合は監督員と協議すること。
- 3 監督員との協議事項については、打合簿を作成のうえ、協議を行うこと。
- 4 提出書類については、下記のチェックリストを参考にする事。

書類チェックリスト	
項 目	備 考
・ 工事着手届	
・ 下請負届出書	下請のあるもの
・ 保険加入書	
・ 打合簿	協議必要事項を記入し提出すること
・ SGEC－FM認証関係書類	
・ 工事完成届	変更契約年月日との整合を確認すること
・ 測量図	測量結果、標準地、平面測量（中心線測量）等計算表
・ 材料納入伝票	設計数量と実施数量を比較すること
・ 工事現場写真帳	測点及び作業の説明文の記入を確認すること
・ 完成写真	起点、終点、延長、幅員、測点、の記入を確認すること
・ 特記仕様書によるもの	